

角田市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成31年3月26日

角田市監査委員 南部 信 一
角田市監査委員 湯 村 勇

写

角 監 第 46 号
平成30年12月19日

角田市長 大友喜助 殿

角田市監査委員 南部 信 一
角田市監査委員 湯 村 勇

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

については、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を当職に通知願います。

記

1. 監査の種類

財政援助団体等の監査(地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助に係る補助金等の出納その他の事務の執行の監査)

2. 監査の対象

財政援助団体：社会福祉法人角田市社会福祉協議会

指定管理者：社会福祉法人角田市社会福祉協議会

団体所管課：社会福祉課、子育て支援課

3. 監査実施の日

平成30年11月28日(水)

4. 監査の範囲

平成29年度において、角田市が財政援助団体に対して交付した補助金に係る出納その他の事務の執行並びに指定管理者が行った公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行及び当該施設の管理運営業務の実施状況等。

5. 監査の方法

事前調査のために予め提出を求めた調書資料及び監査当日提示された関係書類、帳簿、証拠書類に基づき、財政援助団体については財政的援助が交付目的に沿って適切に活用されているか、指定管理者については協定等に基づく義務の履行は適切に行われているかなどに主眼を置いて精査・照合し、処理の適法性・公正性及び効率性等を検討するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により実施した。

6. 監査の結果

財政援助団体の出納その他事務の執行については概ね適正に処理され、指定管理者による施設管理運営については協定に基づき概ね適正に行われていると認めた。

しかし、団体所管課において一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、これらに留意し、適正な事務の執行に一層努力されたい。

なお、監査の過程で見受けられた留意を要する個々の事項等については、その都度、財政援助団体、指定管理者及び団体所管課の関係者に改善・検討を要望したので、記述を省略する。